



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年6月6日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	精神保健福祉係	國井	内線 3313 直通 058-272-8278 FAX 058-278-2624

精神保健福祉法に基づく措置入院患者への入院費用算定誤りについて

令和6年度に県内で措置入院した1名の入院費用を誤算定したため、本来負担していただく入院費用を徴収していないことが判明しました。対象者に対しては誤算定を謝罪するとともに、改めて算定結果の通知を行いました。

1 算定誤りの概要

徴収金額を月額2万円を算定すべきところ、誤って0円と算定した
(1名・約2か月分)

- ・措置入院患者に対しては資力判断を行い、判断基準を超える者から月額2万円(1月に満たない分は日割分)を徴収している。
- ・昨年度、県内で措置入院された1名に対して、県保健所担当者が誤った項目(※)で資力判断した結果、徴収額を0円と算定した。
※「市町村民税所得割」(正)ではなく、「市町村民税均等割」(誤)で確認

2 徴収すべき額

41,047円

3 経緯

- ・令和7年5月9日：本事案とは別の者の入院費用を算出するにあたり、昨年度の事案を確認したところ算定誤りが判明
- ・6月5日：県保健所から対象者に謝罪及び費用負担の説明を実施

※全保健所において調査を行い、過去5年間で同様の算定誤りは他にないことを確認済

4 再発防止策

- ・事務処理マニュアル及びチェックシートを作成・活用
- ・保健所担当者会議にて、入院費用の算定について説明を実施の上、再徹底を図る